

株式会社山本工務店 行動計画

仕事と子育てを両立できる環境を整備し、社員全員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1 子どもが生まれる際に父親が取得できる休暇制度、育児休業、産前産後休業などの諸制度を周知し、その認識を職場内に浸透・定着することにより、各種制度を活用しやすい環境を整備する。

<対策>

令和5年10月～

- ・朝礼時・施工会議時・回覧等により、各種制度の周知・啓発をし、理解を深め、特に該当者への周知を徹底する
- ・子の出生予定のある者は、できる限り早く報告することを浸透させる
- ・具体的な予定日が明らかになった場合、作業の中断、休暇を取得しやすいように業務内容や配置を考慮する
- ・他の社員がいつでも業務をカバーできる体制を構築する

目標2

所定外労働時間を削減し、家庭生活の充実化を促進する。

<対策>

令和5年10月～

- ・中学校就学前の子を育てる社員の残業を減らし、休日出勤をしなくても良い環境を整える
- ・中学校就学前の子を育てる社員の子の誕生日について、ノー残業デーとする制度の周知を徹底する

この場合においては、あらかじめ予定日を明らかにし周知するとともに、予定業務内容を調整することにより、帰宅しやすい環境を整え、利用を促進することとする（仕事のローテーション調整を計画する）

- ・社員全員を対象に、残業は遅くとも午後8時までとし、早く帰宅できる体制を整える

目標3

子どもの入園・入学式、卒園・卒業式、運動会等の大きな行事の日には、年次有給休暇を取得できる社内環境を整備する。

<対策>

令和5年10月～

- ・朝礼時・施工会議時・回覧等により、制度の周知・啓発をし、理解を深める
- ・入学日、卒業日等の日程調査及び取得可能者の確認をし、予定者からできる限り早く報告することを浸透させる
- ・取得申出があった場合、有給休暇を取得しやすいように業務内容や配置を考慮する
- ・他の社員がいつでも業務をカバーできる体制を構築する